

一般乗用旅客自動車運送事業の
(法人タクシー)

- 事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書
 施行規則第66条第1項の届出書

関東運輸局長 運輸支局長	殿 殿	申請年月日	令和 年 月 日
		事業者番号	
フリガナ			
申請者名			
申請者住所			
代表者氏名			
連絡担当者		電話番号	

変更又は届出内容(項目)		
①主たる事務所 ②氏名・名称又は住所 ③営業区域 ④営業所の位置 ⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設 ⑥自動車車庫 ⑦営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数 ⑧国土交通大臣が定める区分ごとの数(指定地域に限る) ⑨営業所の名称 ⑩事業廃止 ⑪事業休止 ⑫事業休止再開 ⑬役員 ⑭定款 ⑮運輸開始 ⑯譲渡譲受終了 ⑰合併終了 ⑱分割終了		
変更項目	新	旧
・事由発生年月日	令和 年 月 日	
・増車(減車) 実施予定日	令和 年 月 日	
・変更事由(事業廃止、事業休止の際のみ記入)		

1. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

営業所名	新旧		新							旧									
	種別		一般車両		福祉車両					計	一般車両		福祉車両					計	
	タクシー・ハイヤー等の別	ハイヤー	内訳					タクシー	ハイヤー		内訳								
			タクシー	その他	都市型	車椅子	寝台専用				兼用車	回転シート	セダン型	車椅子	寝台専用	兼用車	回転シート		セダン型
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- ※1 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び福祉車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。
- ※2 一般車両のうち貨客車については、車両数を括弧書きとし内数とする。
- ※3 福祉車両のうち軽自動車については、車両数を括弧書きとし内数とする。
- ※4 ハイヤーのうち「都市型」とは、道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づき国土交通大臣が定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。

2. 車庫の必要面積【概算】（増車の際のみ記入）

所属営業所	自動車車庫の位置	収容能力	車両数	必要面積計
		m ²		m ²
		m ²		m ²
		m ²		m ²

※ 添付書類一覧

変更番号	添付書類
③④	事業用自動車の運行管理体制を記載した書面《様式1》 管理運営体制組織図及び運行管理者並びに整備管理者の資格要件「管理者手帳・資格者証・在職証明書・就任承諾書等」 ※営業所の廃止、位置変更の場合は添付不要
④⑤⑥	案内図（各施設間の距離がわかるもの） 見取図、平面（求積）図 施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等の写し） 都市計画法、建築基準法、農地法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書《様式2》
③⑥	審査基準に該当しない旨の宣誓書《様式3》
⑦⑧	平成17年国土交通省告示第503号（平成25年国土交通省告示第1071号改正）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書《様式2》等） ※当該届出が増車の届出の場合のみ添付
⑩⑪⑫⑮⑯⑰⑱	事業用自動車の一覧表又は車検証の写し
⑬	新任役員がいる場合、道路運送法第7条の欠格事由に該当しない旨の宣誓書《様式2》
⑮⑯⑰⑱	任意保険証書の写し
⑮⑯⑰⑱	事業用自動車の写真
⑫⑮⑯⑰⑱	登記簿謄本 ※⑫⑮⑯については、法人の設立が伴う場合のみ添付が必要

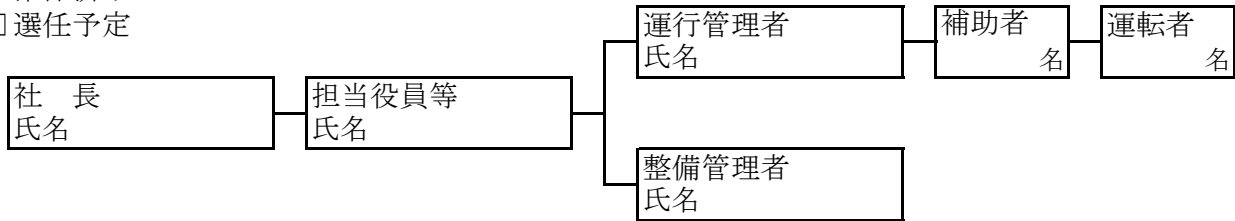
このほか、必要に応じ、その他の添付書類を提出していただくことがあります。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画 確保人員 _____名
確保予定人員 _____名

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

- 確保済み
 選任予定



3. 労働省の2.9告示及び3.1通達に適合する勤務割及び乗務割の計画

勤務体系	車両数	必要人員
1車1人制	両	人
1車2人制	両	人
2車3人制	両	人
その他	両	人
合計	両	人

乗務日数	
1ヶ月	日

拘束時間	
1ヶ月	時間
1日	時間

運転時間	
週所定平均	時間
連続運転	時間

休息时间	
勤務と勤務の間	時間

4. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者

運行前点検の実施場所	運行前点検実施者

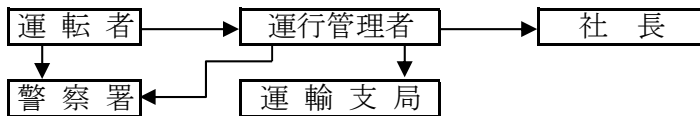
営業所と車庫間の連絡方法

5. 事故防止及び指導教育並びに事故処理の体制

(1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画
研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 指導教育
指導主任者 氏名 _____ 指導補助者 氏名 _____

(3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 _____ 苦情処理担当者 氏名 _____

関東運輸局長 殿
運輸支局長 殿

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号に該当していないことを宣誓します。
2. 道路運送法に基づく本申請にかかる自動車については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（国土交通省告示第503号（平成25年国土交通省告示第1071号改正））で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを宣誓します。
3. 今般申請した営業所、自動車車庫及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設については、建築基準法、都市計画法、消防法、農地法、道路法等関係法令に抵触抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

関東運輸局長 殿
運輸支局長 殿

宣 誓 書

平成14年1月25日付け関東運輸局長公示「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」の1.(2)の規定に抵触しておりません。

また、同審査基準の1.(2)に定める期間において、私が業務を執行する常勤の役員（実質的な権限を持つものを含む）として在任していた、又は在任している自動車運送事業等を営む法人が、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により輸送施設の使用停止命令以上の処分、使用制限（禁止）の処分、営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けたことはありません。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

住 所
氏 名

住 所
氏 名